

定 款

農業労災事務センター特定農作業部会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この組織を、農業労災事務センター特定農作業部会（以下「センター特定部会」という）と称する。

(事務局)

第2条 センター特定部会は、事務所を福岡県古賀市千鳥6丁目3番10号（いのしし社会保険労務士事務所内）に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 このセンター特定部会は、会員の農作業における労災防止、労災保険特別加入等の事務処理、会員の福利厚生その他の活動を行い、農業における安心と安全を確立することにより、農業の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 センター特定部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 特定農作業従事者として、労災保険の特別加入を支援すること。
- 二 農作業中の労災事故を防ぐため、研修会等を実施すること。
- 三 会員およびその家族の保険ならびに福利厚生を行うこと。
- 四 農業者年金、損害保険等の加入促進を行うこと。
- 五 安全な農業機械等の導入促進を行うこと。
- 六 その他このセンター特定部会の目的達成に必要なこと。

2 センター特定部会は、前項の事業を行うために事務局を設け、センター特定部会運営に必要な事務処理を行う。ただし、その事務の一部を農業協同組合その他の団体（以下「登録団体」という。）が行うことができる。その場合の取り扱いについては、別途、理事長が定める。

第3章 会員

(会員)

第5条 会員は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県のいずれかの県に居住し、入会の手続きを行った、年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積2ヘクタール以上の規模（この基準を満たす営農集団を含む）労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第1号イに規定する農作業に従事する者及びこの

会の趣旨に賛同する者で、以下の加入資格者をもって構成する。

- 一 個人経営の農業経営者
- 二 農業法人組織の代表者
- 三 農業法人組織に出資している農業者で、報酬を従事分量配当で受け取る者
- 四 センター特定部会の趣旨に賛同する個人及び登録団体の役職員
- 五 その他センター特定部会が労災特別加入が可能なものとして、特に加入を認めた者。

(加 入)

第6条 センター特定部会に加入しようとする者は、加入届書（様式第1号）に会費等を添えて、理事長に提出しなければならない。会員としての資格は、理事長が承認して得られる。

(脱 退)

第7条 センター特定部会を脱退する者は、脱退届書（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、脱退し、理事長の承認を得たときは、会員の資格を失う。

2 前項の規定にかかわらず、会員の行為が次の各号に該当する場合、理事長が理事会の議を経てこれを退会させることができる。

- 一 本定款に定められた会費等の納入がない場合
- 二 関係法令に違反し、処罰を受けた場合
- 三 センター特定部会の定款、労災保険事務処理規約、災害防止規則に違背し、改善の認められない場合
- 四 センター特定部会に提出すべき一切の書類で記載事項に故意に事実と相違した内容の記載がなされていること。また、虚偽の申出等がなされたことが判明した場合
- 五 その他前各号に準ずる行為があった場合

第4章 役 員

(役 員)

第9条 センター特定部会に、次の役員を置く。

- 一 理 事 長 1名
- 二 副理事長 若干名
- 三 常務理事 1名
- 四 理 事 6名以内（理事長、副理事長を含む）

五 監 事 2名以内

(役員を選任)

第10条 理事（常務理事を除く）及び監事は、会員の中から総会で選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事が互選する。
- 3 常務理事は、理事会の承認を得て理事長が指名する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 理事長は、センター特定部会を代表し会務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し会務を行うほか、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 常務理事は理事長の命を受けて会務を執行する。
- 4 理事は、理事会の構成員となり、会務の執行に参画する
- 5 監事は、会務の執行及び会計を監査し、総会に報告するほか、会議に出席してその職務に関して意見を述べることができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任を妨げない。

(役員解任)

第13条 役員が、諸法令に違反して行政官庁より処分を受けたとき、または役員としてふさわしくない行為があったときは、理事長は理事会の議を経てこれを解任することができる。この場合において、当該役員に対し総会又は理事会において弁明の機会をあたえなければならない。

- 2 前項の規定により役員を解任したときは、理事長は、これを次の総会に報告しなければならない。

第5章 会 議

第1節 総 則

(会議の種類)

第14条 センター特定部会の会議は、総会及び理事会とする。

2 理事会の議を経て必要な委員会をおくことができる。

(議事録)

第15条 会議の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載し、議長及び出席構成員2名が署名押印しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 構成員の総数及び出席者数
- 三 会議に付された議案
- 四 議事の要旨
- 五 表決の結果
- 六 その他議長が必要と認めた事項

第2節 総 会

(総会の種類)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第17条 総会は、毎年4月1日現在の会員をもって構成する。

(総会の開催)

第18条 通常総会は、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- 一 理事長が必要があると認めるとき
- 二 会員総数の3分の1以上から招集を必要とする理由及び議案を付して議会招集の請求があったとき

(総会の招集)

第19条 総会は、理事長が招集する。

2 総会を招集するには、会員に対して会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載して、開催する日の14日前までに文書をもって通知しなければならない。

3 前条第2項第2号の場合においては、理事長は、請求のあった日から一ヶ月以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議決権)

第20条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

- 2 会員で総会に出席することができない者は、あらかじめ、議決事項一切について書面によって委任し、または総会の議案について書面により表決することができる。この場合において、当該書面での賛否の表明のないものは、賛成したものとみなす。
- 3 前項の書面は、センター特定部会へ提出することによりその効力を発するものとする。
- 4 第2項の規定により委任した者または表決した者は、総会に出席したものとみなす。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、その総会において選任する。

(議決の方法)

- 第22条 総会は、会員総数の2分の1以上が出席しなければ会議を開会することができない。
- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、次条第6号に掲げる事項については、会員総数の3分の2以上の議決によらなければならない。

(総会の議決及び承認事項)

第23条 総会は、次の事項を審議決定する。

- 一 事業報告及び事業計画に関する事項
- 二 予算及び決算に関する事項
- 三 定款の変更に関する事項
- 四 理事及び監事の選任及び解任に関する事項
- 五 重要な財産の取得及び処分に関する事項
- 六 解散に関する事項
- 七 前各号に掲げるものの他、理事会において総会に付議する必要があると認めた事項

第3節 理事会

(理事会の構成)

第24条 理事会は、理事長、副理事長、常務理事及び理事をもって構成する。

(理事会の招集等)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会の招集は、少なくとも開催日の7日前に、その会議の日時、場所及び会議の目

的たる事項を記載した文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。

- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 4 理事会は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面による議決)

第26条 理事長は、緊急を要する事項について、書面により賛否を求めることができる。

- 2 前項の場合、理事の過半数が同意したときは、理事会の議決があったものとみなす。
- 3 理事長は、第2項の結果を理事会構成員に通知しなければならない。

(理事会の議決事項)

第27条 理事会は、この定款に別段の定めのある事項のほか、次に掲げる事項を審議決定する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会において議決した事項の執行に関する事
- 三 定款の執行に必要な細則の制定及び改廃に関する事
- 四 その他、総会の議決を要しないもののうち重要な会務の執行に関する事

第6章 資産及び会計

(事業年度及び会計年度)

第28条 センター特定部会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(経費の支弁)

第29条 センター特定部会の経費は、入会金、事務手数料及びその他の収入をもって支弁する。

(資産の管理)

第30条 センター特定部会の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決による。

(事業計画及び予算)

第31条 理事長は、毎年、事業計画案及び予算案を作成し、総会の議決を経なければな

らない。

(事業報告及び決算)

第32条 理事長は、毎事業年度終了後、事業報告書並びに収支計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(予算決定前の支出)

第33条 理事長は、予算が成立するまでの間、通常の会務を執行するために必要な経費の金額に限り支出することができる。

(労災保険料特別会計)

第34条 労災保険料は、労災保険料特別会計を設けて経理しなければならない。

第7章 会費等

(会費等の納入)

第35条 会員は、別表に定める会費等を納入しなければならない。ただし、理事長は総会の議決を得て、入会金及び事務手数料の減免に関する規程を定めることができる。

2 前項の会費等は、入会手続の際に入会月から会計年度末までの月割額を前納とする。ただし入会金は月割りしない。

3 会員は、センター特定部会加入の継続を希望する場合には、毎年3月22日（金融機関が休みの場合は当該指定日の前営業日）を納入指定日とし、年額を前納とする。

4 会費等の納入がない場合、本定款その他細則等に規定する会員としての権利は、理事長によって納入が確認できるまで停止するものとする。

(年度中途の入会者の特例)

第36条 年度の中途において入会した会員は、入会した日の属する年度分の会費等については、別表に定める月額会費等の額にその年度末までの月数を乗じた額の金額を納入しなければならない。ただし、入会金は月割りしない。

(退会時の会費等)

第37条 会員が退会したときは、すでに納入した会費等のうち、退会した翌月以降分から年度末までの月数を乗じた金額を返還する。ただし、入会金は返還しない。

第8章 事務局

(事務局)

第38条 センター特定部会に各種日常業務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、併設する社会保険労務士事務所が担い、各種日常業務を行う。
- 3 常務理事は事務局長を兼務し、事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。
- 4 事務職員の任免は、理事長が行う。
- 5 常務理事、事務職員の給与等労働条件、その他事務局に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 定款の変更については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第10章 補 則

(理事会の専決)

第40条 この定款に定めのない事項については、理事会の議を経て行うものとする。ただし、この場合には、次回の総会に報告し承認を受けるものとする。

(労災保険の事務処理)

第41条 第4条第2項に掲げる事務処理については、別に「労災保険事務処理規約」を定め、福岡労働局長の承認を受けて行うものとする。

(細則の設定等)

第42条 センター特定部会は、この定款に基づき必要な措置を行うため、細則を定めることができる。

- 2 細則の制定及び改廃は、理事会の議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、平成24年4月26日より施行する。
- 2 センター特定部会の設立当初における理事（常務理事を除く）及び監事は、第10条の規定にかかわらず、設立発起人の中より選任する。ただし、この場合の役員任期は、設立の日から第1回目の総会の集結の時までとする。
- 3 第4条第2項に掲げる事務処理については、福岡労働局長の承認を受けた日から実

施する。

別 表

(第35条、第36条関係)

(単位；円)

入会金	
9,000	
事務手数料	
年額	月額
9,000	750

注 第4条第2項に定める指定団体に属する会員の入会金及び事務手数料は、この範囲内で団体との協議により別に定める。